

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府省庁名	厚生労働省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（住民税（利子割））			
要望項目名	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度は、勤労者と事業主との労使協定に基づき、事業主が賃金からの控除と勤労者に代わって金融機関への預入等を行うことにより、勤労者の計画的な財産形成を促進し、勤労者の生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>育児休業及び育児休業に準じる休業（以下「育児休業等」という。）を取得する勤労者の財産形成に向けた自助努力の継続を促進し、併せて勤労者が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄において、非課税措置を受けたまま預入の中断が可能な期間（現行最長2年）を、子が3歳に達するまで育児休業等を取得する場合を限度に延長できるよう、所要の措置を講ずる。</p>			
関係条文	<p>地方税法 第23条第14号イ、同号ロ、第71条第1項</p> <p>所得税法 第23条第1項、第182条第1項</p> <p>租税特別措置法第4条の2、第4条の3</p>			
減収見込額	[初年度]	▲0.8百万円	[平年度]	▲0.8百万円
	[改正増減収額]	—百万円		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度は、勤労者と事業主との労使協定に基づき、事業主が賃金からの控除と勤労者に代わって金融機関への預入等を行うことにより、勤労者の計画的な財産形成を促進し、勤労者の生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主の協力のもと、賃金からの定期的な天引きにより、長期にわたり預貯金の預入等を行うことを基本としている。少子・高齢化の進展する中で、社会経済情勢の変化に即応し、安定した勤労者生活の実現を図るためには、勤労者の自助努力を基本に、これを支援する仕組みを引き続き整備充実することが必要である。</p> <p>財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄においては、元本及び利子の合計額が550万円を超えない場合、その利子等に対する非課税措置が講じられているが、預入が2年を超えて中断された場合、当該非課税措置は適用されないこととなっている。</p> <p>しかし、育児休業等期間中は賃金が支払われないことから、定期的な預入を行うことができず、預入が中断されたものとみなされるため、育児休業等の取得によって当該中断期間が2年を超えた場合、利子等に対する非課税措置は適用されない。</p> <p>育児休業等の取得については、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「女性の活躍推進」の観点から、「子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかける」こととされている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、勤労者財産形成貯蓄制度においても、育児休業等の取得によって不利益を被ることがないよう、取得促進に向けた環境整備を行うことが重要である。</p> <p>したがって、勤労者の財産形成に向けた自助努力を妨げることなく、また育児休業等の取得促進が図られるよう、措置を講ずる必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案	なし			
	ページ	18—1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標4 勤労者生活の充実を図ること 4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること ○「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 2. 雇用制度改革・人材力の強化 ④女性の活躍推進 ○女性のライフステージに対応した活躍支援
	政策の達成目標	2年以上の育児休業等を取得する勤労者(1.6万人(推計))。推計方法は別紙参照)について、それまでの資産形成に向けた自助努力を職場復帰後も継続可能とすることにより、勤労者の財産形成を促進し、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	2年以上の育児休業等を取得する勤労者(1.6万人(推計))。推計方法は別紙参照)について、それまでの資産形成に向けた自助努力を職場復帰後も継続可能とすることにより、勤労者の財産形成を促進し、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
	政策目標の達成状況	現行制度においては、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄を契約している勤労者が2年以上の育児休業等を取得する場合、当該貯蓄に係る非課税措置の継続適用を受けることができない。
有効性	要望の措置の適用見込み	887人(推計) =非課税財形の契約者数/雇用者数 ×2年以上の育児休業等取得者数 ※推計方法は別紙参照
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望の措置が実施された場合、適用対象となる勤労者が財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄を非課税で継続できるようになるほか、これまで育児休業等の取得によって課税扱いとなる事を懸念して同貯蓄制度を利用していなかった勤労者への普及が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○勤労者財産形成給付金制度(所得税、法人税) ○勤労者財産形成基金制度(所得税、法人税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本要望は、勤労者財産形成促進制度を利用する勤労者が長期の育児休業等を取得する際の制度上のデメリットを解消することで、勤労者の財産形成に向けた自助努力を支援し、併せて育児休業等の取得に向けた環境整備を図るものであり、政策手段として有効な措置である。 また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」によれば、2年以上の育児休業等を取得することができる事業所は増加しており、平成22年度には500人以上の事業所で約30%、5人以上の事業所においても10%を超えており、本要望の必要性は増している。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>本要望の適用対象となる者の数 (平成24年度)：859人(推計) (平成23年度)：869人(推計) (平成22年度)：808人(推計) ※推計方法は別紙参照</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和57年：財産形成年金貯蓄制度の創設 昭和63年：財産形成住宅貯蓄制度の創設</p>